

「堺市イノベーション投資促進条例」に基づく企業立地計画を認定しました

堺市では、市内の工業適地や都市拠点に企業投資を誘導することにより、雇用機会や事業機会の拡大等を図り、本市産業の持続的な発展及び市民生活の向上に寄与することを目的として「堺市イノベーション投資促進条例」を施行しています。

この度、新たに 3 件の企業立地計画を認定しました。認定された企業は、市税（家屋及び償却資産への固定資産税、家屋への都市計画税、事業所税）の軽減による優遇措置を受けることができます。

なお、3 件の認定投資見込額の総額は約 126 億円、雇用見込者数は 5 年間で約 220 名の計画となっています。

1 認定概要

(企業名 50 音順)

企業名	投資場所	認定内容
株式会社三翠社	堺市堺区匠町 11 番 2	農業機械や建設機械に使用される金属部品に対する塗装需要の増加に対応するための本社工場建設による投資
シャープディスプレイテクノロジー株式会社	堺市堺区匠町 1 番地	ノート PC 向け需要や自動車の EV 化・自動運転等による車載需要に対応するための中型液晶ディスプレイに関する設備新設による投資
三菱マテリアル株式会社	堺市堺区三宝町 8 丁 374 番地	自動車の EV 化や自動運転等の電子制御化、各産業分野における IoT・AI 化に伴う伸銅製品の需要増加に対応するための工場建替による投資

※各企業の投資額及び投資計画については、各企業の権利や競争上の地位、その他正当な利益を害する場合がありますことから、本市からの公表は控えさせていただいております。

2 認定日

令和 5 年 3 月 23 日

3 堺市イノベーション投資促進条例について

別紙参考資料をご参照ください。

問 い 合 わ せ 先	担 当 課: 産業振興局 産業戦略部 イノベーション投資促進室 電 話: 072-228-7629 ファックス: 072-228-8816
----------------------------	---

堺市イノベーション投資促進条例について

令和 2 年 4 月 1 日に「堺市ものづくり投資促進条例」を全部改正し、「堺市イノベーション投資促進条例」として施行しています。

【工業適地における投資】

(1)対象事業（次の特定事業所等の新設、拡張又は移転）

- 工場、事務所（製造業及び情報通信業に限る）
- 研究所、高度物流施設（業種制限なし）

(2)対象区域

- 工業専用地域
- 工業地域
- 準工業地域

(3)優遇内容

<軽減税目> ●固定資産税（家屋・償却資産） ●都市計画税（家屋） ●事業所税（資産割）

<軽減期間> 最長 5 年間

<軽減率>

	要件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額 ●中小企業：1 億円以上 ●大企業：10 億円以上	1/2
②	成長産業分野に進出する企業の本社・研究所 ①の要件に該当し、かつ次の㊸又は㊹のいずれかに該当 ㊸成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの ㊹成長産業分野の研究所を整備するもの	2/3

【都市拠点における投資】

(1)対象事業（次の特定事業所等の新設、拡張又は移転）

- 事務所、研究所（業種制限なし）

(2)対象区域

- 都心地域
- 中百舌鳥地域
- 泉ヶ丘地域

(3)優遇内容

<軽減税目> ●固定資産税（家屋・償却資産） ●都市計画税（家屋） ●事業所税（資産割）

<軽減期間> 最長 5 年間

<軽減率>

	要件	軽減率
①	基本要件 投下固定資産額：10億円以上 （本社・研究所の新設・拡張又は市外からの移転については1億円以上）	1/2
②	都心地域における成長産業分野に進出する企業の本社・研究所 ①の要件に該当し、かつ都心地域において次の㊦又は㊧のいずれかに該当 ㊦成長産業分野に進出する企業の投資で、市外からの本社移転を伴うもの ㊧成長産業分野の研究所を整備するもの	2/3
③	中百舌鳥地域・泉ヶ丘地域における特定の成長産業分野に関する投資 ①の要件に該当し、かつ次の㊦又は㊧のいずれかに該当 ㊦中百舌鳥地域において ICT 関連の事業を行う企業の投資 ㊧泉ヶ丘地域において次世代ヘルスケア関連の事業を行う企業の投資	3/4

※投下固定資産額…特定事業所等の新增築及び建替え並びに事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額。